平成２０年（フ）第８１５号
大阪府泉大津市池浦町１丁目６番21―303号
破産者　齋藤　　徹
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１１３８号
大阪府和泉市箕形町４丁目５―49メゾンドタカ411号室、住民票上の住所大阪府和泉市和田町89番地の８
破産者　廣原繊維商店こと　廣原　義人
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番31号グリーンハイツ一美201号、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目17番53号
破産者　パブリックワークスこと　瀬尾　泰斗
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
大阪府泉南市樽井８丁目14番18―403号、開始決定時の住所大阪府泉南市信達牧野117番地の38
破産者　塩見　博志
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
大阪府和泉市内田町４丁目12番24―505号、前住所大阪市東住吉区西今川２丁目16番６号
破産者　正田　明美
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
大阪府堺市中区福田389番地31、前住所大阪府堺市中区土師町１丁22番11号
破産者　石橋　　博
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
兵庫県西脇市野村町1556番地の３、開始決定時の住所兵庫県西脇市野村町1611番地の５
破産者　髙木　一生
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８９号
兵庫県加東市上滝野192番地11
破産者　森　　和美
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５５号
鳥取県倉吉市海田西町１丁目95番地　わかばアパート
破産者　福井　美穂
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５６号
岡山県倉敷市玉島爪崎424番地３、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島長尾2248番地
破産者　佐永順三郎
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第７８６号
宮崎市大字浮田3145番地
破産者　登尾　俊明
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１７０号
鹿児島県大島郡知名町大字芦清良2166番地
破産者　山口　隆幸
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５１号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町15番19号　小牧アパート103号
破産者　島本　弘嗣
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８９号
鹿児島県奄美市名瀬柳町６番１号　３―10号
破産者　川畑　桂子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１６号
千葉県香取郡神崎町古原甲22番地
破産者　石井　治男
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第１７号
千葉県香取郡神崎町古原甲22番地
破産者　石井むつ子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第６４号
沖縄県宜野湾市字宇地泊751番地15　ライオンズ宜野湾マリンシティ203号
破産者　砂川　清治
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３９７号
埼玉県狭山市富士見２丁目19番38号　梅本ビル201
破産者　寺田　順子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５６号
埼玉県川越市元町１丁目８番地34
破産者　佐藤　邦彦
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９７７３号
東京都大田区池上６丁目12―15
破産者　黒澤　尚樹
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２８４号
千葉県松戸市中根530
破産者　竹内　一浩
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部